

I 経営安定対策

1 加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務

(1) 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

表 17 の①は農林水産省告示による加工原料乳の生産者補給金単価等の年度別推移を示したものである。

平成 26 年度からはチーズ向け生乳が生産者補給金の対象となり、平成 28 年度までは、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳についてそれぞれ単価及び交付対象数量が設定されていた。平成 29 年度からは液状乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳）向け生乳も補給金の対象となり、それらが加工原料乳向け生乳として単価及び交付対象数量が一本化された（表 17 の②）。

さらに、平成 30 年度からは、生乳生産者が従来の指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金が交付されるよう制度が改正され、併せて、一定の地域からの集送乳を拒まない事業者を指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金が交付されることとなった。

なお、令和 3 年度の補給金単価は前年度から 0.05 円/kg 引き下げられ、8.26 円/kg となり、集送乳調整金単価については、前年度から 0.05 円/kg 引き上げられ、2.59 円/kg となった。また、総交付対象数量は前年度から据え置かれ、345 万トンとなった（表 17 の③）。

表 17 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

① 平成 23 年度から平成 28 年度まで

区分 項目・年度		生産者補給金単価		交付対象数量	
		単価 (円/kg)	前年度比 (%)	数量 (千トン)	前年度比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
	28	12.69	98.4	1,780	100.0
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

② 平成 29 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
29	10.56	—	3,500

③ 平成 30 年度から令和 3 年度まで

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	集送乳調整金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
30	8.23	—	2.43	—	3,400
元	8.31	101.0	2.49	102.5	3,400
2	8.31	100.0	2.54	102.0	3,450
3	8.26	99.4	2.59	102.0	3,450

注：価格は消費税込みである。

(2) 生乳の生産、販売等の動向

令和 3 年度の生乳生産量は、前年度を上回る 759 万 2061 トン（前年度比 102.1%）となり、このうち生産者補給交付金等の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱った生乳の販売数量も 739 万 8560 トン（同 101.8%）と前年度を上回った。

農林水産大臣及び道府県知事が認定した加工原料乳の数量は 354 万 7471 トン（同 107.4%）と前年度を上回った。用途別でも、脱脂粉乳・バター等向けは 186 万 4527 トン（同 110.0%）、チーズ向けは 43 万 6482 トン（同 105.7%）、液状乳製品向けは 124 万 6462 トン（同 104.3%）と、それぞれ前年度を上回った（表 18）。

表 18 令和 3 年度の対象事業者別加工原料乳認定状況

対象事業者	販売生乳数量		加工原料乳認定数量							
			脱・バ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)
ホクレン	4,135,874	103.2	1,608,633	108.6	429,827	105.7	1,185,752	104.5	3,224,213	106.7
サツラク	42,181	103.5	218	72.4	0	-	4,522	89.8	4,739	88.8
カネカ食品	5,960	98.7	394	67.6	0	-	0	-	394	67.5
富士乳業	5,778	-	5,285	-	0	-	3	-	5,288	-
MMJ	54,178	56.1	394	40.4	0	0.0	350	103.2	744	56.5
東北	501,699	99.4	55,861	116.3	1,646	91.4	6,349	98.5	63,856	113.4
関東	1,050,686	102.6	98,801	125.6	1,150	149.0	12,566	92.8	112,517	121.0
北陸	73,028	100.9	1,352	152.4	71	102.9	325	95.3	1,748	134.7
東海	323,800	100.4	16,029	134.9	964	116.4	924	90.3	17,918	130.5
近畿	148,839	102.6	836	175.3	13	86.7	325	613.2	1,174	215.4
中国	291,688	101.0	10,964	129.6	348	94.8	3,804	115.6	15,115	124.8
四国	106,334	100.1	933	193.6	86	124.6	1,104	98.8	2,123	127.3
九州	598,116	100.7	63,563	106.4	1,136	105.0	28,237	103.5	92,936	105.5
沖縄	20,334	100.0	155	36.4	0	-	0	-	155	36.4
第1号計	7,358,495	101.8	1,863,417	110.1	435,242	105.7	1,244,260	104.3	3,542,919	107.5
第2号計	36,194	101.3	747	23.2	203	102.5	2,126	104.1	3,075	56.3
第3号計	3,872	114.7	364	94.5	1,037	102.9	76	271.4	1,477	103.9
総計	7,398,560	101.8	1,864,527	110.0	436,482	105.7	1,246,462	104.3	3,547,471	107.4

注：第1号対象事業者とは、生乳を集めて乳業に販売する事業者、第2号対象事業者とは、乳業に直接生乳を販売する酪農家、第3号対象事業者とは、乳製品を自ら加工販売する酪農家である（以下の表において同じ。）

(3) 生産者補給交付金等の交付

ア 加工原料乳の認定数量

令和3年度は、354万7471トンが加工原料乳として認定された（表19）。

イ 生産者補給交付金等の交付等

令和3年度は、上記の認定数量が総交付対象数量345万トンを上回ったため、総交付対象数量を上限として284億9697万円の生産者補給交付金等を交付した。また、集送乳調整金については、88億9596万円を交付した（表20）。

なお、本事業の実施に当たり、機構が国から受け入れた令和3年度の交付金の額は、264億9038万円（生産者補給交付金等264億5192万円、業務委託費等3846万円）となった。

表19 令和3年度の四半期別加工原料乳生産者補給交付金等の交付状況

	販売生乳数量		加工原料乳認定数量								生産者補給交付金等交付額	
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計			
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	金額	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(千円)	(%)
第1四半期	1,892,455	101.2	481,815	99.6	111,290	100.2	305,926	105.6	899,031	101.6	9,742,848	101.6
第2四半期	1,821,089	102.0	417,790	121.5	107,385	112.3	314,025	104.9	839,201	113.6	9,096,128	113.6
第3四半期	1,830,162	102.4	441,929	113.3	107,816	109.4	325,589	104.2	875,335	109.3	9,487,507	109.3
第4四半期	1,854,853	101.6	522,993	109.6	109,990	102.0	300,921	102.6	933,904	106.3	9,066,448	95.2
年度計	7,398,560	101.8	1,864,527	110.0	436,482	105.7	1,246,462	104.3	3,547,471	107.4	37,392,931	104.4

注：生産者補給交付金等交付額には、集送乳調整金を含む。

表20 令和3年度の対象事業者別生産者補給交付金等の交付状況

対象事業者	生産者補給交付金等 交付数量		生産者補給交付金等額		集送乳調整金	
	数量	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	(トン)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
ホクレン	3,157,475	104.5	26,080,739	103.9	8,177,859	106.5
サツラク	4,739	88.8	39,147	88.3	-	-
カネカ食品	394	74.2	3,253	73.7	-	-
富士乳業	5,288	-	43,676	-	-	-
MMJ	744	56.5	6,143	56.1	-	-
東北	62,855	111.7	519,179	111.0	162,793	113.9
関東	93,619	100.7	773,290	100.1	242,472	102.7
北陸	1,748	134.7	14,435	133.9	4,526	137.3
東海	13,992	101.9	115,573	101.3	36,239	103.9
近畿	825	151.4	6,817	150.6	2,138	154.5
中国	12,398	102.3	102,407	101.7	32,111	104.3
四国	1,774	106.4	14,650	105.7	4,594	108.4
九州	89,998	102.1	743,379	101.5	233,094	104.2
沖縄	53	12.4	436	12.3	137	12.7
第1号	3,445,899	104.5	28,463,125	103.9	8,895,962	106.5
第2号	2,701	49.5	22,312	49.2	-	-
第3号	1,396	98.3	11,532	97.8	-	-
総計	3,449,996	104.4	28,496,969	103.8	8,895,962	106.5

2 畜産業振興事業に対する補助業務（補完対策）

（1）酪農経営安定対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）への事業参加については、平成30年度からは加工原料乳生産者補給金の交付対象要件から外れるとともに、指定生乳生産者団体に生乳の委託販売をする者以外の生産者についても可能となった。

令和3年度には、令和2年度の加工原料乳価格（全国平均取引価格）を算出したところ82.86円/kgとなり、補てん基準価格（平成29年度から令和元年度の全国平均取引価格の平均価格：83.80円/kg）を下回ったことから、令和2年度の加工原料乳数量321万4222トンに対して0.75円/kgの補てん金（交付総額24億1066万円）を交付した。

（2）補完対策

酪農家の担い手となる酪農ヘルパーの人材支援、乳用牛の計画的な改良・増殖を支援する取組、乳用後継牛を緊急的に確保するための取組及び生乳流通の合理化に向けた取組への支援等を行う酪農経営支援総合対策事業34億3300万円（予算繰越分13億9400万円を含む。）を実施した。